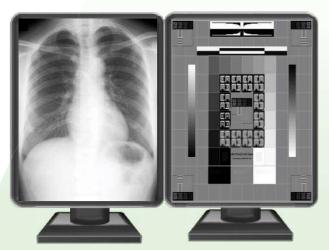
医用画像表示用モニタの品質管理に関するガイドライン

JESRA X-0093 改正



2017年7月、

「医用画像表示用モニタの 品質管理に関するガイドライン」 が改正されました!

2005 制定

JESRA X-0093⁻²⁰⁰⁵

2010 改正

JESRA X-0093*A-2010

2017 改正

JESRA X-0093*B-2017



JESRA X-0093*B-2017 改正内容

- 管理グレードの追加
- 運用体制・方法の見直し
- CRT関連の評価項目削除
- 用語・構成・説明等の見直し
- 参考(付属書)の追加

試験方法(目視の判定方法、 測定する階調や計算式など)は 従来と同じです。





管理グレード1Aの追加



管理グレード		最大輝度	輝度比	コントラスト応答
		L _{max} (cd/m ²)	$L_{\text{max}}/L_{\text{min}}$	Κ _δ (%)
1	Α	≧350	≧250	≦±10
	B or 省略	≧170	≧250	≦±15
2	_	≧100	≧100	≦±30



国内や海外にある他の規格やガイドラインを参考に、新しく「管理グレード1A」が追加されたよ。

従来の「管理グレード1」は「管理グレード1B」と呼ぶことになり、 "B"は省略してもかまわないんだ。

もちろん、これまでと同様に、どの管理グレードで管理するかは 各々の医療機関で用途に応じて判断すればいいんだよ。

運用体制について



5.1より抜粋 「 医療機関は医用モニタ品質管理責任者を選任する。」

「モニタ品質管理者」から「医用モニタ品質管理責任者」に変更に なったよ。

"医用"をつけて、情報機器用モニタとの差を明確にし、モニタの 試験だけでなく、様々な業務をこなす"責任者"を選任することに なったの。



5.2より抜粋「医用モニタ品質管理責任者は、診断に必要な医用モニタの表示能力を保証し安定に保つため、必要な技術、知識を習得し、導入・維持管理・対応について責任を負う。」

アンケートを見ると、モニタの品質管理といっても、こんなにたくさんの業務があるのね。

責任者を明確にして、管理、運用、ルール作りをこなしてこそ、 モニタの品質は維持されるんだね。

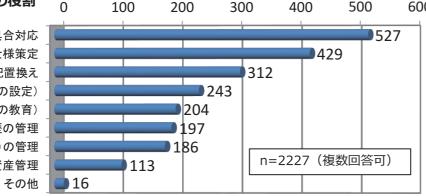
JART・JIRA全国施設向けアンケート(2016.12)より

故障・不具合対応 モニタ導入時の仕様策定 使用状況に応じたモニタの配置換え 用途にあったモニタの配置(輝度・階調の設定) 技術・知識の習得(または実施者への教育)

「試験・点検」以外の診療放射線技師の役割

試験履歴の管理

測定器(輝度計、照度計など)の管理 資産管理



環境輝度管理の判断



6.5より抜粋「測定に関しては明室での使用を考慮し、 環境輝度を含めて管理するかどうかを決めて管理する。」

ガイドラインが示す管理の仕方では、必ずしも環境輝度は含めなくてもいいんだ。

でも、明るい部屋では画像の見え方が違うと感じる時があるよね。その場合には、環境輝度を含めて管理することに決めるといいよ。

不合格の予防



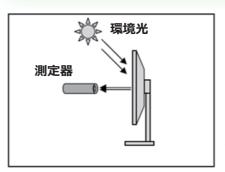
6.3.2より抜粋「試験において、不合格が出ないように管理することが望ましい。そのため、合格であっても測定結果を確認し、変化が大きい場合や判定基準からの裕度が少ない場合には、メーカーに問い合わせたり、キャリブレーションを実行したりして、予防に心がけることが必要である。」



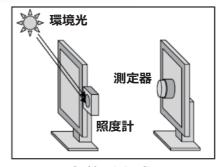
これまでのガイドラインには、不合格時の初期対応しか記載されてなかったの。

だけど、データを分析したり、測定頻度を増やしたりして、不合格を 出さないことがもっと重要ね。

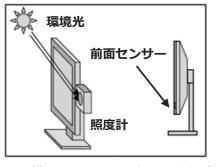
測定方式の追加



a.望遠型方式



b.密着型方式 (照度計併用)



c.前面センサー内蔵型方式 (照度計併用)



付属書Bに測定方式が追加されたよ。

測定方式について「JIS T 62563-1 (IEC 62563-1) 」の内容を 反映したんだね。ポイントは2つ。

- 1. "c."のモニタの前面にセンサーを内蔵した方式が追加されたこと
- 2. 照度計を併用することで、環境輝度の簡易測定が可能になったこと

JESRA 改正 (2017) Q & A



新しい管理グレード1Aが追加されたけれど、 すぐに対応しなければならないのかな?

必要性や移行の時期については各施設で判断すればいいよ。





管理グレード1から1Aに変更するときは、 もう一度受入試験をやり直すべきなのかな?

受入試験は必要ないよ。 不変性試験は現状で1Aを満たしているなら、 判定基準を変えて、定期試験をすればOK!





モニタの出荷試験報告書は管理グレード1の ままだけど、1Aの基準を満たしているよ。 受入試験の代替に使ってもいいの?

医用モニタ品質管理責任者が妥当性を確認し、 問題がなければ、1Aの代替として使えるよ。





ところで、医療現場のモニタは何と呼べば いいの?

ガイドラインでは「医用モニタ」と統一しているけど、用途には言及していないんだ。 たとえば、診断用途に使うモニタであれば、 「診断用の医用モニタ」と呼ぶといいよ。



医用モニタはJESRA X-0093*B-2017で管理!

ガイドラインの入手は"JESRA"で検索!

JESRA



利用規約に同意し、X-0093*Bを 選択してダウンロードしてください

【謝辞】

ガイドライン改正にあたり、各学会の先生方及び関係者各位にご協力を頂きました。心より感謝申し上げます。

公益社団法人 日本医学放射線学会

桑鶴 良平 先生 順天堂大学大学院医学研究科

江本 豊 先生 京都医療科学大学 公益社団法人 日本放射線技術学会

奥田 保男 先生 放射線医学総合研究所

坂本 博 先生 東北大学病院



www.jira-net.or.jp

©一般社団法人 日本画像医療システム工業会発行 2017 All rights reserved.